

Title	北脇敏一君学位請求論文審査報告
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1991
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.64, No.7 (1991. 7) ,p.170- 175
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19910728-0170

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

特別記事

北脇敏一君学位請求論文審査報告

「アメリカにおける欠陥製造物をめぐる義務と責任の研究

——判例理論の展開を中心として——」

本論文は、製造物責任に関する問題について、アメリカ法を中心として検討したものである。

論文の内容は、次の各章から成り立っている。

第一章 製造物の商品性および適合性に対する製造者の義務

第二章 製造物における欠陥概念の法構造——不法行為上の

無過失責任を中心として——

第三章 欠陥デザインに対する製造者の責任

第四章 製造物の組立過程における欠陥責任

第五章 検査確認義務の法理

第六章 警告表示主義に基づく安全性の確保義務

第七章 立証に関わる証拠の収集

本論文は、大別して二つの部分に分けられる。

第一章から第六章までは、製造物責任の基本問題を判例を中

心に検討したものである。これに対し第七章は、欠陥製造物の立証に関する問題で、これを特に国際間或いはアメリカの州際間において発生したケースについて、外国或いは州外の証拠収集を行うにあたり用いられる deposition（宣誓証言録取書）の問題を取り扱っている。

第一章「製造物の商品性および適合性に対する製造者の義務」は、全体の導入部分と言えるものであるが、製造者が自己の製造する製造物を市場で販売することを目的として製造している以上は、その製造物は商品としての条件、すなわち、安全及び無欠陥であることが要求されている。その上、このような商品は意図される使用目的に適合していなければならない。このような条件を充足してはじめてその製造物は市場で販売されるべきであり、このような条件を備えていない製造物は、市場で販売されるべきではない。仮に、かかる物が販売された場合には、その商品の使用によって購入者や使用者が損害を被った場合には、その責任を負わなければならないと説明する。

この問題は特に新しい問題ではないが、製造物責任の問題を論ずるにあたり、その前提となる基本的問題である。

第二章「製造物における欠陥概念の法構造」は、製造物責任法を考えるにあたり、基本的な問題である「欠陥」の概念を明確にしようとするものである。欠陥の概念についてはこれまで数多くの判例があり、様々な解釈が行われて来ているが、論者

は、それらの多数の判例を分析することによって欠陥の概念を浮かびあがらせようとする。そして更にこれによってリステイトメント及び統一商法典に採択されている欠陥概念の基準との関係を明らかにしようとしている。その一例として、安全性を欠くことが不可避な製造物、例えば医薬品について、判例は一般にリステイトメントの見解に追随していることを指摘しながら、製造物が安全性を欠くことが証明される場合であっても、当該製造物の有益性がその使用に関わる危険に勝り、かつ、妥当な指示或いは危険に対する警告が消費者に与えられていれば、製造者に責任はないとする判例をとり上げて、欠陥の意味をより明確にしている。更に、欠陥の存在時期、製造者の支配を離れた後にその製造物になんらかの変更が加えられた場合の責任等についても多角的検討がなされている。この点については、(1)製造物の変更に基づく原因によらない製造物の有する本来の欠陥が傷害に対する近因であったこと、(2)変更が、傷害に対する参加原因 (interfering)、及び執行原因 (amplifying) となるものではなく、むしろ本来の欠陥と変更とが結合して発生した競合的原因であったこと、或いは(3)製造者もしくは売主は、変更を予期すべきであり、またその危険を警告されるべきであったことなどの理由があるときに、当該製造物の変更後に発生した損傷に対して、売主が責任を負わなければならないとしている。

第三章「欠陥デザインに対する製造者の責任」においては、

欠陥のあるデザインを使用して製造物を製造する製造者の責任を取り扱っている。

このデザインの欠陥は、大別して二つの場合が考えられる。

一つは、そのデザインが製造者によって考案された場合であり、他は、第三者のデザインを製造者が使用している場合である。

いずれにせよ、このようなデザインの使用による製造物の欠陥から起きる損害に対する責任について、論者は、デザインの欠陥は容易に認識できる客観的な基準というものがなく、それが製造物責任の分野において最も複雑な問題を提起するものであるとしつつ、製造物より生ずる危険に対する安全配慮義務について論じている。この安全配慮義務は、製造物をデザインする場合に、合理的に予見されうる使用のみならず、合理的に予見可能な誤用に対しても適応しうることを製造者に対して要求するものであるとし、デザインが危険であるか否かを判断する場合の欠陥の基準として、デザインに内在する危険が、公然かつ明白な場合、製造者は通常危険に対して警告すべき義務はないが、買主或いは物の使用者によって危険が認識されず、もしくは判別されない場合、製造者は危険を除去するか、或いは危険の存在を警告するかのいずれかの方法を選択することにより、自己に課せられた義務を履行しなければならないとしている。また、製造物が危険防止装置を装備しないことにより、製造物の意図される使用、或いは合理的に予見されうる使用に対して危険が存在する場合には、製造者はかかる装置を取付けるべき

義務を有するが、この義務の有無の決定については、当該装置に要する費用、設置の可能性、及び危険の明白性等が考慮されなければならない要素となるとしている。

第四章「製造物の組立過程における欠陥責任」においては、製造者が完成品を製造する場合において、組立過程における欠陥の発生にかかわる問題を検討している。製造物の組立過程における欠陥は、完成品の製造のために使用される構成部品、原材料の選択の問題、及びこれらの構成部品と原材料に対する検査義務の問題と関連する。

これについて、まず一般人とは異なる製造者についての産業界における合理的注意の基準に触れた後、多数の判例を資料として、構成部品に対する製造者の検査確認義務を論ずる。論者によれば、完成品の製造者は、使用する構成部品もしくは原材料に対して検査確認義務を課せられると同時に、具体的にはかかる部品及び原材料を使用する前に、それらについて精査し、かつ厳選することにより、使用者に対する製造物の安全を確保しなければならないとする。そして、更に、第三者のする検査確認義務との関係に論及し、製造物に対する検査確認義務は製造者に固有のものであり、また、製造者は、検査確認義務を他人に委任することによって自己の責任を回避することは出来ず、当該第三者の行う行為の過失は製造者の過失となし、例外的に買主が製造者によって検査確認する場合は、製造者の義務が軽減されると述べている。

第五章「検査確認義務の法理」は、(1)製造物に対する検査確認義務の強制——製作者の義務と責任の法理、(2)非製造者である売主の検査確認義務、の二つから成り立っている。製造者の製造する製造物は市場に流通する前に欠陥が排除され、安全が確認されなければならないことは当然のことである。論者はこのような安全を確認し、欠陥を除くためにテストする検査確認義務は、製造者に課せられている絶対的義務であると考えている。従ってかかる義務違反による使用者や消費者に生じた損害に対しては、製造者は責任を負わなければならないとしている。そして政府或いは民間の団体によって定められている検査確認基準に従って、検査確認されていた場合でも、製造者もしくは売主は、その製造物によってもたらされた損傷につき抗弁することは出来ないとするが、そのような検査方法によってもなお製造物の欠陥或いは危険を発見しえなかったことが証明される場合には、不可抗力をもって抗弁しうる場合があると主張している。他方、一般的な検査基準としては、欠陥を発見しうる程度に有効なものであれば足り、製造物の意図されない、或いは違法な使用によって、製造物を危険な状態にする欠陥を発見するためにテスト或いは検査する義務はないとしている。非製造者である売主の検査義務については、義務の不履行は一般に過失責任となるが、取り扱う商品、その種類、対応によっては無過失不法行為責任が課せられるとする。そして、製造物に対する検査確認義務が課せられる根拠は、販売機構にある者が、製

造物の安全を高揚させるために製造者に対して圧力をかけることにより、安全、かつ無欠陥の製造物の製造、及び供給を働きかけうる立場にあるからであるとしている。また、製造物の販売を業として行わない一時的な売主については、目的物の引渡時において、自己が以前に使用していた状態、もしくは水準を維持することによって買主に対して安全を保証しなければならぬし、又売却の時点において欠陥を発見した場合には、買主に対し当該事実について、警告すべき義務があるとされている。

第六章「警告表示主義に基づく安全性の確保義務」においては、製造者は製造物の安全を確保する義務を負うことに加えて、その製造物を使用者或いは消費者が使用する場合には、安全性を確保するためにその製造物の持つ特性を知らせておかなければならない警告義務について論じている。

警告が妥当か否かの判断基準としては、製造物の種類、及び潜在的危険、或いは損傷の危険性等が考えられる。そして製造物に対する使用上の注意、取扱説明、及び危険を表示する警告等に瑕疵がある場合は、当然に製造者もしくは売主はその責任を負わなければならない。この点につき、リステイトメントは、製造物の有する危険が最終の消費者によって予見されえない場合においてのみ無過失責任を負うものとしているため、かつての判例の多くは、警告義務の発生基準は、買主が製造物の欠陥について、合理的に、かつ、徹底した検査を行ってもなお明白にしえない場合であるとして来たが、近時は物の使用者が製造

物の通常の使用において危険を知り、或いは知るべきであり、又は発見すべきであるか否かを考察することにより、それらの要素を警告義務の発生基準として適用しているとし、更に、この警告は、被害を未然に防止し、かつ、危険から保護する為のものであるから、消費者等に対して製造物の有する危険に関わる関心を喚起しえるものでなければならず、妥当な警告とは、もしも被害者が警告に従って製造物を使用していたならば、被害を受けることがなかったであろうようなものであるとその一般的な基準を示しつつ、警告の妥当性について種々の事例の中で、より具体的な検討がなされている。

第七章「立証に関わる証拠の収集」は、(1)嘱託手続をめぐる法律上の諸問題と、(2) deposition の録取に関わる問題点の検討の二つから成っている。

この部分では、国際取引に基づき、移動している製造物に欠陥のあった場合の損害に対して、必要とされる立証をどのように扱うかという問題を検討している。こうした欠陥の立証、特に外国において証拠を収集する必要がある場合の証拠収集の方法、並びに外国において収集した証拠の国内裁判所における証拠としての認定の問題を考えるものである。(1)の嘱託手続の問題については、欠陥製造物から生じた損害に対する責任を立証するために、外国裁判所に証拠収集を依頼する手続を検討したもので、嘱託によって、請求国の裁判所から被請求国の裁判所に対して発給される嘱託書の問題を扱っており、又、その手

統及び効果について、理論的に考察することを通して、この手続のもつ意味を明らかにしている。(2)の deposition の問題については、外国において証拠を収集するにあたり、被録取者が宣誓のもとに供述した証言に対して、deposition といった形で録取されたいわば宣誓証言録取書の役割とその効力を検討し、deposition の性質、意義、証拠能力等の問題を論じている。

本論文は、製造物責任の基本問題が論じられている第一章から第六章までの部分と、立証に関する証拠の収集の問題を扱っている第七章との二つの部分に分けられている。前者の製造物責任の問題については、これまでにも数多くの著作が見られるし、又アメリカにおける製造物責任の問題についても、アメリカにおいて多くの研究が行われており、それが我が国にも紹介されている。とは言え、この問題については、今日でもなお活発に議論され、研究されているし、この問題についてこれまで多く論じられたのは、製造者の無過失責任、過失責任、保証義務違反というもので、本論文が扱っている、製造物責任法の基本問題である欠陥概念、警告義務、検査確認、組立過程における欠陥に対する寄与責任、製造物の商品性、適合性についてはなかった。しかしながら、この分野には、膨大な、しかも多岐に亘る判例がある。論者は、これを、アメリカにおける研究方法のオーソドックスな手段により、収集し、それを整理分析している。その中には、アメリカの主要な判例として既に我が

国に紹介されているものもあるが、論者が本論文の中で取り上げた判例の数は膨大なものであり、しかも極めて多岐に亘っている。このような事実から、論者がこの判例の分析にいかにも多くの時間と情熱を傾けたかを知ることが出来、このような労苦の多い分析を通して本論文を纏めた努力は、大いに評価出来る。考える。それに、アメリカ法の研究にあたっては、判例が第一次資料であり、著作に依拠するよりも、原資料から研究を進める姿勢は、適切なものであると考える。ただ、外国法の研究は、ややもすると外国法の紹介だけに止まり、それが我が国の法制度にどのように関わっているのか、或いはそれを通して我が国の法制に対する問題提起があることが望まれる。その意味では、本論文が、我が国の民法や商法との関連に触れていれば、一層説得力のあったものになったと思われる。なお、引用された判例についても、もう少し詳細な事実の記述があれば、我が国のこの分野の研究についても、より有用なものになったろうと考える。

第七章は、それ自体、まことに興味のある問題提起をしているといえる。製造物責任それ自体の研究から更に一步を進めて立証のための渉外的証拠収集の問題を取り上げているのは、論者の問題意識としては自然の展開と理解出来るが、前半の部分との関連の説明が充分になされているとは言えない。資料的限界があるにしても、嘱託手続の問題も deposition の問題も、ま

だ充分な研究が進められているとは思えない。従つて、論者が、この問題に注目したことは、将来、多くの研究者の研究への問題提起となるものであるし、本章は、その意味での価値は認められる。それだけに、今後更に詳細な研究を期待するものである。そして、これは、アメリカの司法制度、手続、証拠といったものと結びつけることによって更に説得力を持つものであり、又この問題が国際取引から生ずるものであるからには、アメリカ以外の国の法制度、とりわけ、我が国の制度との比較にわたる研究を必要とするものである。

一般に、判例の分析に当たっては、ややもすると、多くの判例を読んでそれを羅列するに止まる傾向にある。しかし、判例はそれを単に羅列紹介するに止まらず、それを分析の上、これらを通じた一貫した論理を伝える必要がある、その点では、本論文はかなりの成功を修めていると評価することが出来る。ただ、外国法研究者が隔りがちな問題であるが、論者も原資料に引きずられて、日本語の文章としては必ずしも適切な表現とはいえない部分がかかり見られる。外国法の研究であっても、日本の研究者に伝達するものであるからには、当然日本語として適切な表現に従う努力をなすべきである。

上記のような、いくつかの問題を残しているとはいへ、本論文は、オーソドックスと言える研究姿勢をもって、アメリカにおける欠陥製造物をめぐる義務と責任について、その労を厭わず、判例を収集し分析して研究した成果で、多くの研究者を啓

発するに足りる業績であり、今後、この種のテーマについての研究を志す日本の研究者が、必ず参照することとなる論文であろう。よつて審査員一同は、ここに、北脇敏一君は、法学博士（慶應義塾大学）の学位を付与される資格を有するものと考え

平成二年一〇月末日

主査	慶應義塾大学	法学部教授	米津	昭子
副査	慶應義塾大学	法学部教授	新田	敏
副査	慶應義塾大学	名誉教授	法学博士	平
				良